鳥取県病院局訓令第2号

鳥取県病院局被服交付規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局被服交付規程の一部を改正する訓令

鳥取県病院局被服交付規程(平成7年鳥取県病院局企業訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動別表細目」という。)を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。)を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後						改 正 前
表(第2条関係)					別	川表(第2条関係)
			標準			標準
波服の交付を受ける職	品目		使用	摘要		被服の交付を受ける職 品目 員 使用 摘
員		数	期間			数 期間
			(月)			(月)
1 院長、副院長 <u>(医</u>	白衣	2	24			1 院長、副院長、医 白衣 2 24
師の職務に従事する						療局長、医療局の副
<u>者に限る。)</u> 、医療						局長、部長(薬剤部
局長、医療局の副局						長を除く。)、医
長、部長 (薬剤部長						長、副医長、医師及
を除く。)、医長 <u>、</u>						び歯科医師の職務に
<u>室長(新生児集中治</u>						従事する職員
療室長及び臨床研修						
支援室長に限る。)、						
副医長 <u>、副室長(臨</u>						
床研修支援室の副室						
<u>長に限る。)</u> 、医師						
及び歯科医師の職務						
に従事する職員						
						2 医療技術局長(理 白衣 2 24
						学療法士の職務に従 トレーニ 2 60
						事 す る 者 に 限 ングパン
						る。)、医療技術局 ツ
						の副局長(理学療法
						士の職務に従事する
						者に限る。)、理学
						療法室長、理学療法
						室の副室長、副主幹

					(理学療法士の職務 に従事する者に限 る。)、理学療法主 任及び理学療法士の 職務に従事する職員				
					3 医療技術局の 保護 での	作 業 服 (ズ ズ ン)	2 2	24 48	
2 略 3 医療技術局長(薬 剤師の職務に従事す る者に限る。)、医 療技術局の副局長 (薬剤師の職務に従	白衣	2	} }	製剤業の調整を表現しています。	4 略 5 医療技術局長(薬剤師の職務に従事する者に限る。)、医療技術局の副局長(薬剤師の職務に従		2	24	製剤業務に従る事員を除く。
事 す る 者 に 限 る。)、薬剤部長、副部長、副主幹(薬剤師の職務に従事する者に限る。)、薬剤主任及び薬剤師の職務に従事する職員			24 1	製務事職限製務事職別にす員る剤にす員る剤にす員る剤にす員るにの業従るに	事 す る 者 に 限 る。)、薬剤部長、副部長、副主幹(薬剤師の職務に従事する者に限る。)、薬剤主任及び薬剤師の職務に従事する者に及び薬剤師の職務に従事する職員	作業ズボ	2		製務事職限製務事職関制にす員る剤にす員の
4 医療技術局長(臨床心理士の職務に従事する者に限る。)、医療技術局の副局長(臨床心理士の職務に従事する者に限る。)、副主幹(臨床心理士の職	白衣	2		暇 る。					限る。

務に従事する者に限				
る。) 、臨床心理主				
任及び臨床心理士の				
職務に従事する職員				
5 医療技術局長(理	白衣	2	24	
学療法士の職務に従		2	60	
	ングパン		00	
る。)、医療技術局				
	9			
の副局長(理学療法				
士の職務に従事する				
者に限る。)、リハ				
ビリテーション室長				
(理学療法士の職務				
に従事する者に限				
る。)、リハビリテ				
ーション室の副室長				
(理学療法士の職務				
に従事する者に限				
る。)、副主幹(理				
学療法士の職務に従				
事する者に限				
る。)、理学療法主				
任及び理学療法士の				
職務に従事する職員				
6 医療技術局長(作	白龙	2	24	
業療法士の職務に従		2	60	
	ングパン	2	00	
る。)、医療技術局	ツ			
の副局長(作業療法				
-				
士の職務に従事する				
士の職務に従事する 者に限る。)、リハ				
士の職務に従事する				
士の職務に従事する 者に限る。)、リハ				
士の職務に従事する 者に限る。)、リハ ビリテーション室長				
士の職務に従事する 者に限る。)、リハ ビリテーション室長 (作業療法士の職務				
士の職務に従事する 者に限る。)、リハ ビリテーション室長 (作業療法士の職務 に従事する者に限				
士の職務に従事する者に限る。)、リハビリテーション室長 (作業療法士の職務に従事する者に限る。)、リハビリテ				
士の職務に従事する 者に限る。)、リハ ビリテーション室長 (作業療法士の職務 に従事する者に限 る。)、リハビリテ ーション室の副室長				
士の職務に従事する者に限る。)、リハビリテーション室長(作業療法士の職務に従事する者に限る。)、リハビリテーション室の副室長(作業療法士の職務				
士の職務に従事する 者に限る。)、リハ ビリテーション室長 (作業療法士の職務 に従事する者に限 る。)、リハビリテ ーション室の副室長 (作業療法士の職務 に従事する者に限				
士の職務に従事する 者に限る。)、リハ ビリテーション室長 (作業事する者に限 る。ション室の副職 で で で で で で で で で で で で で で り、フン の の の の の の り い り に で り い り い り い り い り に り に り に り に り に り に				
士の職務に従事する者に限る。)、リハビリテーを発生の職務に従事するとは、リカン室療法をおいた。とは、カンをでは、カンをでは、カンをでは、カンをでは、カンをでは、カンをでは、カンをでは、カンをでは、カンをでは、カンをでは、カンをでは、カンをでは、カンをできる。のでは、カンをできる。のでは、カンをできる。のでは、カンをできる。のでは、カンをできる。これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、				
士の職務に従事する おい で で で で で で で で で で で で で で で で で で				
士の職務に従事する者に限る。)、リハビリテーを発生の職務に従事するとは、リカン室療法をおいた。とは、カンをでは、カンをでは、カンをでは、カンをでは、カンをでは、カンをでは、カンをでは、カンをでは、カンをでは、カンをでは、カンをでは、カンをでは、カンをできる。のでは、カンをできる。のでは、カンをできる。のでは、カンをできる。のでは、カンをできる。これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、				

■ 語聴覚士の職務に従		2	60	ĪÌ		1 11
事する者に限		_	00			
る。)、医療技術局						
の副局長(言語聴覚						
士の職務に従事する						
者に限る。)、リハ						
日 日に限る。 /、 りハ						
こりナーション至長 (言語聴覚士の職務						
に従事する者に限						
る。)、リハビリテ						
- ション室の副室長						
プリン宝の副主後 「言語聴覚士の職務						
に従事する者に限						
る。)、副主幹(言						
語職見工の職務に促 事する者に限						
日						
8 医療技術局長(視		2	24			
能訓練士の職務に従		2	24			
事する者に限						
日						
0。 / 、 医療技術局						
世界 は						
古の職務に促争する						
日に限る。 / 、 副土						
日 料 (税能訓練工の報 日 務に従事する者に限						
る。)、視能訓練主						
任及び視能訓練士の						
職務に従事する職員					C m/z	
<u>9</u> 略	ά λ	2	24			<u> </u>
10 医療技術局長(栄養士の職務に従事す		2	24 24			24
食工の職務に促事9 る者に限る。)、医	-	'	24		る者に限る。)、医 袖)	.4
る有に限る。)、医 療技術局の副局長	· ·					
					療技術局の副局長 (栄養士の職務に従	
保養工の職務に促					事する者に限	
る。)、栄養管理室 長、栄養管理室の副					る。)、栄養管理室	
一長、米餐官理至の副 - 室長、副主幹(栄養					長、栄養管理室の副 室長、副主幹(栄養	
士の職務に従事する 者に限る。)、栄養					士の職務に従事する 者に限る。)、栄養	
主任及び栄養士の職					主任及び栄養士の職	
務に従事する職員					務に従事する職員	

【11 医療技術局長(診	白衣	2	24		
療放射線技師の職務		2	48		
に従事する者に限					
る。)、医療技術局	-				
の副局長(診療放射					
線技師の職務に従事					
する者に限る。)、					
中央放射線室長、中					
央放射線室の副室					
長、副主幹(診療放					
射線技師の職務に従					
事する者に限					
る。)、診療放射線					
主任及び診療放射線					
技師の職務に従事す					
る職員					
<u>12</u> 略				<u>8</u> 略	
13 副院長(看護師の	略			9 看護局長、看護局 略	
職務に従事する者に				の副局長、医療技術	
限る。)、看護局				局の副局長(歯科衛	
長、看護局の副局				生士の職務に従事す	
長、医療技術局の副				る者に限る。)、看	
局長 (歯科衛生士の				護師長、副看護師	
職務に従事する者に				長、副主幹(歯科衛	
限る。)、看護師				生士の職務に従事す	
長、副看護師長、副				る者に限る。)、看	
主幹(歯科衛生士の				護主任、歯科衛生主	
職務に従事する者に				任、看護師、准看護	
限る。)、看護主				師及び歯科衛生士の	
任、歯科衛生主任、				職務に従事する職員	
看護師、准看護師及					
び歯科衛生士の職務					
に従事する職員					
<u>14</u> 電気技師及び機械		2	60	10 電気技師及び機械 作 業 服 2 60	
技師の職務に従事す				技師の職務に従事す(上衣)	
る職員	作業服	2	60		
	(夏上			(夏上	
	衣)			(衣)	
	作業服	2	60	作業服 2 60	
	(ズボ			(ズ ボ	
	ン)				
	布製短靴	1	24	布製短靴 1 24	
				に従事する職員	
				12 臨床心理士の職務 白衣 2 24	

		に従事する職員
<u>15</u> 略		<u>13</u> 略
<u>16</u> 略		<u>14</u> 略
<u>17</u> 略		<u>15</u> 略
<u>18</u> 略		<u>16</u> 略
<u>19</u> 略		<u>17</u> 略
<u>20</u> 略		<u>18</u> 略
<u>21</u> 略		<u>19</u> 略
<u>22</u> 略		<u>20</u> 略
<u>23</u> 略		<u>21</u> 略
<u>24</u> 略		22 略
<u>25</u> 略		23 略
	_	

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。